

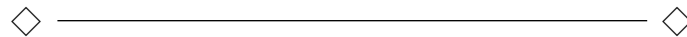
## 議案第 6 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



### 提案理由

令和 7 年度介護保険特別会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

### ▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第4号

令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算の専決処分について

令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

階上町長 荒谷 憲輝

令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算 別冊のとおり

令和7年度

階上町介護保険  
特別会計補正予算

専決第4号

令和7年度 階上町介護保険特別会計補正予算

令和7年度階上町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,261千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446,615千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

階上町長 荒谷 憲輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		325,598	14,526	311,072
	1 国庫負担金	237,335	11,067	248,402
	2 国庫補助金	88,263	25,593	62,670
3 支払基金交付金		359,129	8,754	350,375
	1 支払基金交付金	359,129	8,754	350,375
4 県支出金		193,622	9,713	203,335
	1 県負担金	184,170	9,295	193,465
	2 県補助金	9,445	418	9,863
6 繰入金		273,011	1,694	271,317
	1 一般会計繰入金	201,451	1,694	199,757
歳 入 合 計		1,461,876	15,261	1,446,615

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,296,940	10,070	1,286,870
	1 介護サービス等諸費	1,217,150	6,470	1,210,680
	2 介護予防サービス等諸費	10,100	2,190	7,910
	3 その他の諸費	1,400	90	1,310
	4 高額介護サービス等費	29,050	280	28,770
	5 特定入所者介護サービス等諸費	35,650	830	34,820
	6 高額医療合算介護サービス等費	3,590	210	3,380
4 基金積立金		830	4,809	5,639
	1 基金積立金	830	4,809	5,639
5 地域支援事業費		60,700	-	60,700
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	23,059	-	23,059
	2 一般介護予防事業費	9,944	-	9,944
	3 包括的支援事業・任意事業費	27,527	-	27,527
	5 高額介護予防サービス費等相当事業費	100	-	100
7 予備費		16,849	10,000	6,849
	1 予備費	16,849	10,000	6,849
歳 出 合 計		1,461,876	15,261	1,446,615